

令和2年10月1日

報道各位

新潟市長

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

1 情報セキュリティポリシー及び職務専念義務に関する違反事案について

(1) 処分の内容

(本人)

- |         |               |
|---------|---------------|
| ① 被処分者  | 建築部 40歳代 一般職員 |
| ② 処分内容  | 懲戒処分「戒告」      |
| ③ 処分年月日 | 令和2年9月30日     |

(管理監督者)

行政上の措置として、事案発生当時の建築部課長級職員を「文書注意」とした。

(2) 処分事案の概要

勤務時間中、新潟市情報セキュリティポリシー及び職務専念義務に違反し、職場のパソコンを使用し、私的利益を得るため、業務とは無関係な内容のメールを送受信していた。

2 パワー・ハラスメント及び守秘義務違反事案について

(1) 処分の内容

(本人)

- |         |                |
|---------|----------------|
| ① 被処分者  | 東区役所 50歳代 一般職員 |
| ② 処分内容  | 懲戒処分「減給 1箇月」   |
| ③ 処分年月日 | 令和2年9月30日      |

(管理監督者)

行政上の措置として、東区役所課長級職員及び係長級職員を「訓告」、東区役所課長補佐級職員及び一般職員を「文書注意」とした。

(2) 処分事案の概要

同僚職員に対し、人格や能力を否定する言動等を繰り返した。また、守秘義務に違反し、その職員の個人情報がかつての同僚職員に漏えいした。

### 3 処分にかかる総務部長コメントとして

この度、本市情報セキュリティポリシー違反及びパワー・ハラスメント事案に対して処分を行い、市民の皆様の市に対する信頼を著しく損なう結果となりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

いずれの件につきましても、法令を遵守する公務員としてあってはならない行為であり、職員に公務員としての自覚を喚起し、より一層、再発防止に向けた指導・監督の徹底を図ってまいります。

**【お問い合わせ先】**

新潟市総務部人事課

課長補佐 佐藤

(電話 025-226-2489)